

苫前町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 3,541	千円 4,117,627	千円 71,293	千円 609,887	% 14.8	% 14.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
23年度	人 58	千円 215,226	千円 38,797	千円 76,183	千円 330,206	千円 5,693

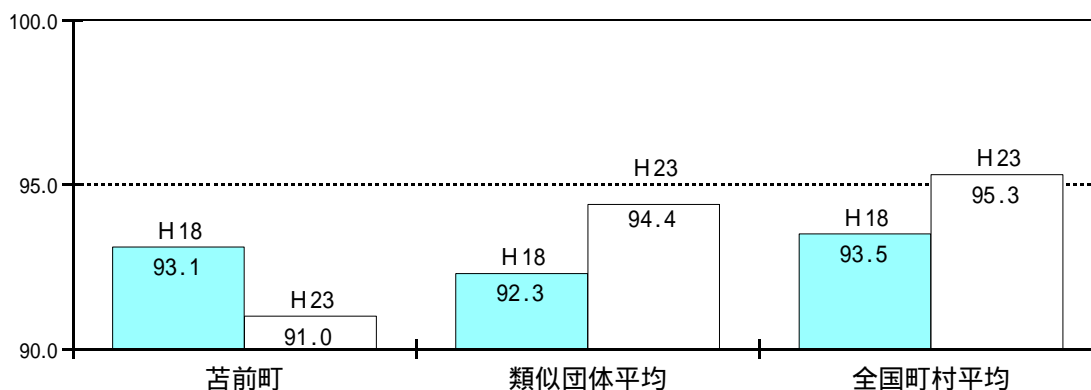
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成18年度から、一般職員（教育長を除く）の給料月額について、苫前町職員の給与に関する条例に定める額に対して3%の独自削減を実施し、更に20年度からは削減率を5%として、これを基本に計算される手当（退職手当を除く）にも反映させている。

なお、独自削減は、財政状況が改善したことから、平成23年12月をもって終了した。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号級の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
苫前町	43.3歳	314,912円	408,879円	349,781円
北海道	45.3歳	327,401円	395,579円	373,413円
国	42.3歳	327,205円		397,723円
類似団体	42.7歳	312,748円	361,552円	342,278円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における一般行政職の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

分		苫 前 町	北 海 道	国
一般行政職	大学卒	163,590円	159,285円	172,200円
	高校卒	133,095円	129,592円	140,100円

(注) 苫前町及び北海道の減額措置前の額は、それぞれ国と同額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	246,952円	256,595円	321,625円
	高校卒	191,077円	239,305円	282,530円

(注) 各経験年数区分は、近似の階層を含めて平均したものである。

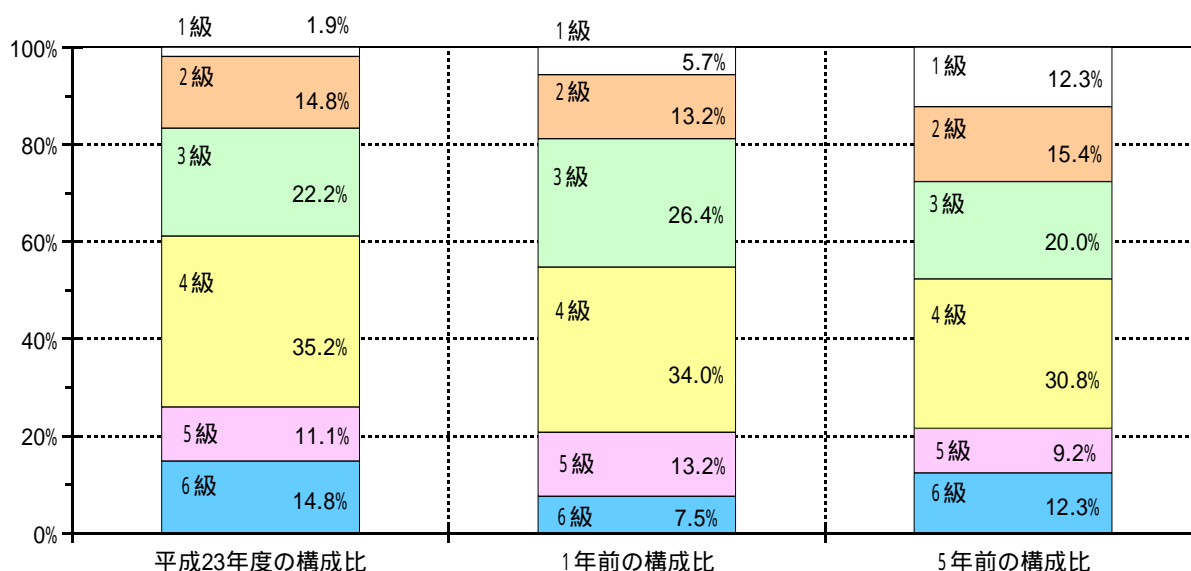
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事及び主事補の職務	1人	1.9%
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	8人	14.8%
3 級	1 係長、主査又は主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	12人	22.2%
4 級	1 課長補佐、次長又は主幹の職務 2 困難な業務を処理する係長、主査又は主任の職務	19人	35.2%
5 級	1 課長、室長又は事務局長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐、次長又は主幹の職務	6人	11.1%
6 級	困難な業務を処理する課長、室長又は事務局長の職務	8人	14.8%

(注) 1 苫前町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績に応じて昇給している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

苫 前 町	(参考) 北海道	(参考) 国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,338 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,582 千円	-
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務実績に応じて支給している。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

苫 前 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)
1人当たり平均支給額 14,556 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職者に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (23年度決算)		-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)		-	円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (23年度)		-	%
手当の種類 (手当数)		-	件
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに黄熱、結核及びハンセン症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員		1日につき500円
死体処理事業手当	死体の処理作業に従事した職員		1日につき2,000円
除雪作業従事手当	運転技術員が午後5時から翌日の午前6時までの間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下において行う除雪車による除雪作業に従事したとき		1時間につき60円
異常圧力内作業手当	職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき		1時間につき、潜水深度に応じて310円から1,500円の範囲内の額
牛馬取扱手当	牛馬に行うピロプラズマ等の予防接種作業に従事したとき		1日につき230円

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (23年度決算)	9,933	千円
職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	171	千円
支給実績 (22年度決算)	9,841	千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	173	千円

(5) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同じ		千円 11,113	円 241,591
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課長等 給料月額8% 課長補佐等 給料月額6%	異なる	役職に応じ 6~8%	千円 6,608	円 314,678
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関利用又は自動車等により通勤することを常例とする職員に支給 交通機関利用 運賃相当額(上限 55,000円) 自動車等利用 2,000~24,500円	同じ		千円 868	円 41,343
住居手当	住居等を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているか、自らの所有に係る住宅に居住している職員に支給 借家等 家賃の1/2以内 (上限 27,000円)	同じ		千円 3,883	円 215,711
休日勤務手当	祝日及び年末年始に正規の勤時間として勤務した職員に支給 ・支給額 = 1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同じ		時間外勤務手当に含む	

夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・支給額 = 1時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ		千円 0	円 0
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間、休日等に本来の勤務に従事しないで行う宿日直業務に従事した職員に支給 勤務1回につき4,200円 5時間未満の日直(半日直)の場合は、2,000円	同じ		千円 8	円 4,200
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した管理職員に支給 課長等 8,000円 課長補佐等 6,000円 ただし、勤務した時間が6時間を超える場合は、150/100を乗じて得た額	異なる	役職に応じ 4,000円～ 12,000円	千円 238	円 13,222
寒冷地手当	扶養親族を有する世帯主である職員 116,800円 その他の世帯主である職員 65,300円 その他の職員 44,000円 経過措置により段階的に引下げ中	同じ		千円 5,659	円 101,054

6 特別職の報酬等の状況(23年4月1日現在)

区 分			給 料 月 額 等		
給 料	町 長	副 町 長	672,000 円 (840,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額	
				828,000 円 / 280,000 円	
報 酬	議 長	副 議 長	234,000 円 (260,000 円)	307,000 円 / 150,000 円	
			198,000 円 (220,000 円)	251,000 円 / 119,000 円	
	議 員	議 員	171,000 円 (190,000 円)	228,000 円 / 100,000 円	
期 末 手 当	町 副 町 長	議 副 議 長 員	(23年度支給割合) 3.89 月分		
			(23年度支給割合) 3.89 月分		
退 職 手 当	町 副 町 長	議 副 議 長 員	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
			672千円 × 在職年数 × 512.6 / 100 578千円 × 在職年数 × 323.4 / 100	1,378万円 748万円	任期ごと 任期ごと
寒 冷 手 地 当	町 副 町 長	議 副 議 長 員	(23年度支給割合) 一般職と同じ		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

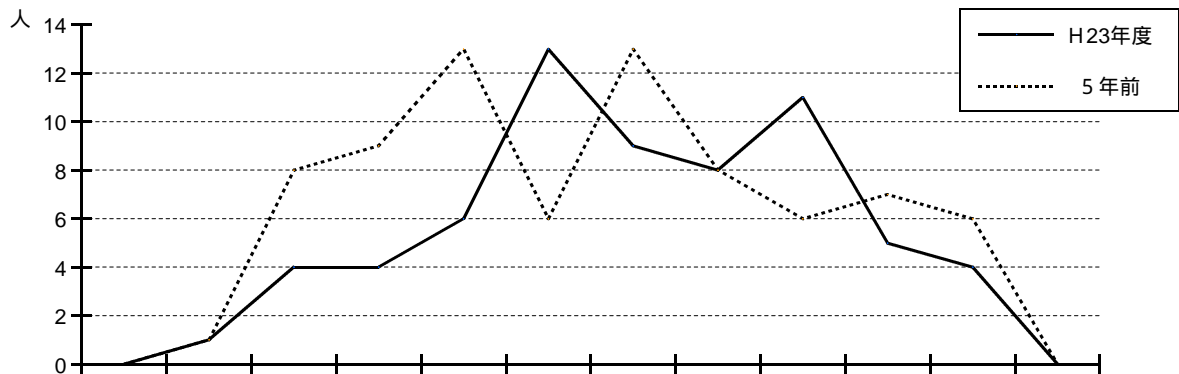
(1) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	平成23年	平成24年				
普通 会計 部門	一般行政 部門	議 会	2	2	0	配置転換による減
		総務	17	16	1	
		税務	2	2	0	
		民生	6	6	0	
衛生		6	7	1		
農林水産		8	8	0		
商工	1	2	1	配置転換による増		
土木	5	6	1	欠員補充による増		
	計	47	49	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 138.4人	
	教育部門	10	9	1	配置転換による減	
	小計	57	58	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 163.8人	
公営 会計 企業 等部門	水道等特別会計	8	8	0		
	小計	8	8	0		
合計		65	66	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 186.4人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [85]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 1	人 4	人 4	人 6	人 13	人 9	人 8	人 11	人 5	人 4	人 0	人 65

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	13年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)	過去10年間の増減数(率)
一般行政	65	56	54	49	48	47	47	9 (16.1%)	18 (27.7%)
教育	14	12	11	10	10	10	10	2 (16.7%)	4 (28.6%)
普通会計計	79	68	65	59	58	57	57	11 (16.2%)	22 (27.8%)
公営企業等会計計	11	9	9	8	8	8	8	1 (11.1%)	3 (27.3%)
総合計	90	77	74	67	66	65	65	12 (15.6%)	25 (27.8%)